

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2103309号
令和3年3月30日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和3年2月10日付け令02原機（青）067をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき申請された青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定変更認可申請書が、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112714号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第37条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請での青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設（以下「本原子炉施設」という。）に係る保安規定の変更は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するものである。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射線管理に係る規定が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容を変更するものではないことを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

3-2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、本申請について、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていることを確認したことから、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第15条第2項第10号に関する基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。